

功績・功労をたたえて

● 京都市市町村・地域自治功労者表彰受章
特定非営利活動法人まるっと丹育さん



受章されたまるっと丹育さんと山添町長

特定非営利活動法人まるっと丹育（代表理事 矢谷宣弘さん）が、京都市知事から京都市市町村・地域自治功労者表彰を受章されました。

これは、与謝野町内の子育て支援センターにおいて、子育て相談や親子交流の場づくりを進めるとともに、子育てに関わるサポート事業など、子育てにやさしいまちづくりへ貢献された功績が認められ今回の受章となりました。長年のご尽力に心から感謝申し上げます。

● 第36回危険業務従事者叙勲受章者
瑞宝単光章（消防功労） 谷原 光昭さん



谷原光昭さん（与謝）は、昭和55年4月に宮津市消防吏員（現宮津与謝消防組合）に採用されて以来、平成28年3月に退職されるまで36年間在職し、消防業務に尽力されました。

兵庫県南部地震発生の際は、頻発する余震の中で倒壊建物から6人の生存者の救出に成功したほか、消防本部総務課長に就任した際には、消防力整備事業の実現に向かって奔走するなど、宮津与謝消防の発展に多大な貢献を果たされ、今回の受章となりました。長年のご尽力に心から感謝申し上げます。



がんばってます！消防団

編集 ● ひまわりふれ愛隊

暮らすまちから守るまちへ

～ 女性消防隊「ひまわりふれ愛隊」です～



予防啓発を中心に活動している女性消防隊の「ひまわりふれ愛隊」

身近できめ細かな活動を

ひまわりふれ愛隊は、女性消防隊として平成16年から活動をはじめ、現在、9人（定員12人）の隊員で火災や災害の予防啓発を中心に活動しています。

隊の名のとおり『ふれあい』を大切に、子どもからお年寄りまでさまざまな方に、火災や災害の予防啓発などをわかりやすく伝えていきます。皆さんの応援をよろしく願います。

現在、新入団員を募集しています。少しでも興味のある方、一緒に楽しく活動しましょう。

問 防災安全課 ☎ 43・9011

私たちの活動内容

定例会(月1回)



月に1度集まり、予防啓発を中心に話し合いをしています。

防火活動



手作りの防災カルタなどを作成し、子どもたちにもわかりやすく防火を呼びかけています。

年間の活動

- 年末警戒
- 出初式
- 訓練披露（隔年）
- 防火広報活動

全国火災予防運動週間などの際には、防火チラシの作成、FM告知放送で町内全域に防火の呼びかけ、男性団員とともに消防車による広報パトロールを行います。



8月は電気使用安全月間です

私たちの日常生活に不可欠な電気。その使用方法を誤ると大変な事故につながります。8月は高温多湿となり感電しやすく、また、暑さによる疲労により注意力が散漫となり電気事故が発生しやすくなりますので、次の3点に注意しましょう。

- 1 たこ足配線はやめましょう。また束ねた電気コードは危険ですので、伸ばして使いましょう。
- 2 ぬれた手や汗ばんだ手で電気回りに触れると感電事故につながる恐れがあるので、気をつけましょう。
- 3 電気プラグは埃がたまりやすく、漏電や火災の原因となることがあるので、定期的に掃除をしましょう。

2021年度全国統一防火標語 「おうち時間 家族で点検 火の始末」

消費生活 NEWS

注文していない商品が届いたときは・・・

すぐに処分可能になりました！

－ 14日保管ルールから「即処分可能」に変更 －

「送りつけ商法」とは

注文していない商品を一方的に送りつけ、断らない場合は買ったものとみなして代金を請求する手口のこと。「ネガティブ・オプション」とも言われる。

7月6日、特定商取引法が改正され、「送りつけ商法」に対するルールが変更されました。この改正により、注文や契約をしていないにも関わらず、事業者等から一方的に送りつけられた商品は直ちに処分できるようになりました。送りつけられる物は、健康食品や海産物などさまざま。昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響によりマスクを勝手に送りつける手口が現れ、政府が注意を呼びかけたところ。万が一、身に覚えのない商品の代金を支払ってしまった場合は、消費者ホットライン（☎188）に相談してください。

一方的な送りつけ行為への対応 3カ条

1. 商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにも関わらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することができます。

2. 事業者から金銭を請求されても支払不要

事業者から金銭の支払いを請求されても、応じないようにしましょう。

3. 誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。